平成２６年（フ）第７８８号
札幌市中央区北１条西22丁目３番３―902号、申立時の住所札幌市清田区北野６条１丁目２番６号　リバーサイド５―15号
債務者　太田　裕治
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９２０号
北海道恵庭市黄金中央３丁目２番地11　ドリームⅠ106号
債務者　佐藤　正博
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６０号
盛岡市箱清水１丁目35番14号
債務者　中村　重夫
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１８号
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第19地割16番地
債務者　澤尻　悟
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１３４号
群馬県渋川市金井939番地５
債務者　清水　米子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４６号
群馬県前橋市若宮町２丁目３番14号
債務者　山岸　武三
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１４８号
群馬県伊勢崎市柴町262番地４　境野コーポＤ１
債務者　羽鳥　保弘
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５１号
群馬県伊勢崎市宮子町3420番地８　サンヒルズ宮子301
債務者　本城　佳子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１００号
群馬県高崎市井野町71番地６　ドミール井野105号
債務者　鈴木　奨真
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１０５号
群馬県高崎市飯塚町596番地１　セジュール植原Ｅ202号
債務者　相馬　久由
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７５号
神奈川県厚木市妻田北３丁目33番10号　グリーンパレス105
債務者　三浦　秀幸
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５０９号
京都市伏見区醍醐川久保町20番地１　アビタシオン辻201号室、住民票上の住所京都市山科区東野門口町35番地11　ヴァンヴェール35―101号室
債務者　増田　勇希
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２０号
京都府向日市物集女町北ノ口55番地の29
債務者　山内ひとみ（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３２号
京都府八幡市八幡森垣内29番地34号
債務者　榊田　幸江
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５３号
京都市左京区静市市原町390番地６
債務者　アトリエ雅房こと金本慶造こと　金　慶造
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５５号
京都市南区吉祥院観音堂町８番地23
債務者　増田　孝弘
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５６３号
京都市上京区今出川通七本松西入真盛町719番地13
債務者　宇野　幸徳
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係